



2009年
索道安全報告書



2009年8月
能勢電鉄株式会社

目 次

ごあいさつ	1
1．安全の基本的な方針と安全目標	2
1-1 安全の基本的な方針	2
1-2 2009 年度安全目標	3
1-3 2009 年度安全方針	3
2．安全管理体制	4
2-1 安全管理体制	4
2-2 安全管理・業務推進委員会	5
2-3 安全管理規程、安全管理・業務推進委員会規程	5
2-4 2008 年度の安全管理に係る主な活動	5
3．安全重点施策の内容	6
3-1 安全最優先の意識の高揚と定着	6
3-2 情報伝達と共有化の徹底及び双方向 コミュニケーションの確保	7
3-3 安全性向上施策の推進	9
4．事故等の発生状況	11
4-1 索道運転事故	11
4-2 インシデント	11
4-3 行政指導等	11
5．お客様へのお願い	12
6．安全報告書等に対するご意見について	13

ごあいさつ

いつも妙見観光リフトをご利用いただきありがとうございます。また、索道事業に対しまして、ご支援、ご理解を賜り誠にありがとうございます。

能勢電鉄では昨年5月に会社創立100周年を迎えることができ、その100年の歴史と伝統を大切にしつつ、新たな気持ちで101年目のスタートを切り、今後も更にハイレベルな鉄道として成長・飛躍できるよう、全役職員一丸となって取り組んでまいります。

さて、当社は鉄道事業のほかに能勢妙見山において索道事業（通称：妙見観光リフト）を営んでおりますが、索道事業におきましても鉄道事業と同様、お客様を安全・快適に目的地までお運びするのが最大の使命であり、索道事業者として「安全・安心の提供」が最重要の責務であります。

索道線におきましては、1960(昭和35)年の開業以来49年間にわたり「有責事故ゼロ」を継続しており、2008(平成20)年10月には、近畿運輸局長より「連続8期運転無事故表彰」をいただきました。

私たちは「安全第一」がお客様への最大のサービスであると認識し、全社員に対して安全最優先の原則を徹底し事業活動を展開しております。

今後も安全最優先の意識の徹底や業務知識・技能の向上等、ソフト面の充実に努めると共に、索道施設や保安設備などハード面における安全性向上対策の強化を図り、お客様のご期待に沿えるよう、全社を挙げて輸送の安全確保に取り組んでまいります。

この安全報告書は鉄道事業法第19条の4並びに当社安全管理規程に基づき、索道線における輸送の安全確保のための取り組みや、安全の実態についてまとめたもので、皆様に広くご理解いただくとともに、皆様の声を今後の安全輸送に役立てたいと考え作成したものです。

ご一読いただき、皆様の忌憚のないご意見、ご感想をいただければ幸いです。

能勢電鉄株式会社

取締役社長 林俊一郎



1 . 安全の基本的な方針と安全目標

1-1 安全の基本的な方針

鉄道事業法の規定に基づき設定した安全管理規程において「安全に関する基本的な方針」を定め、社長以下関係役職員に対して「輸送の安全の確保に係る行動規範」として周知・徹底いたしております。

輸送の安全の確保に係る行動規範

協力一致して事故の防止に努め、旅客及び公衆に傷害を与えないように最善を尽くさなければならない。

輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を、遂行しなければならない。

常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めなければならない。

作業にあたり、必要な確認を励行し、憶測による取扱いをしてはならない。また、その取扱いに疑いのあるときは、最も安全と思われる取扱いをしなければならない。

事故が発生した場合、その状況を冷静に判断してすみやかに安全適切な処置をとり、特に人命に危険が生じたときには、全力を尽くしその救助に努めなければならない。

作業にあたっては、関係者との連絡を緊密にして打合せを正確に行い、互いに協力しなければならない。

常に問題意識を持ち、安全管理規程及び安全管理体制等、輸送の安全に係る業務上の改善を行わなければならない。

1-2 2009年度安全目標

『運転無事故の継続』

索道線におきましては、1960(昭和35)年の開業以来49年間にわたり「有責事故ゼロ」を継続しており、2008(平成20)年10月10日には、責任事故が皆無であり運転保安業務に優秀な成績をあげたことにより、近畿運輸局長より「連続8期運転無事故表彰」を受けました。

2009年度も引き続き、社長以下全役職員が『運転無事故の継続』に向け取り組んでおります。

1-3 2009年度安全方針

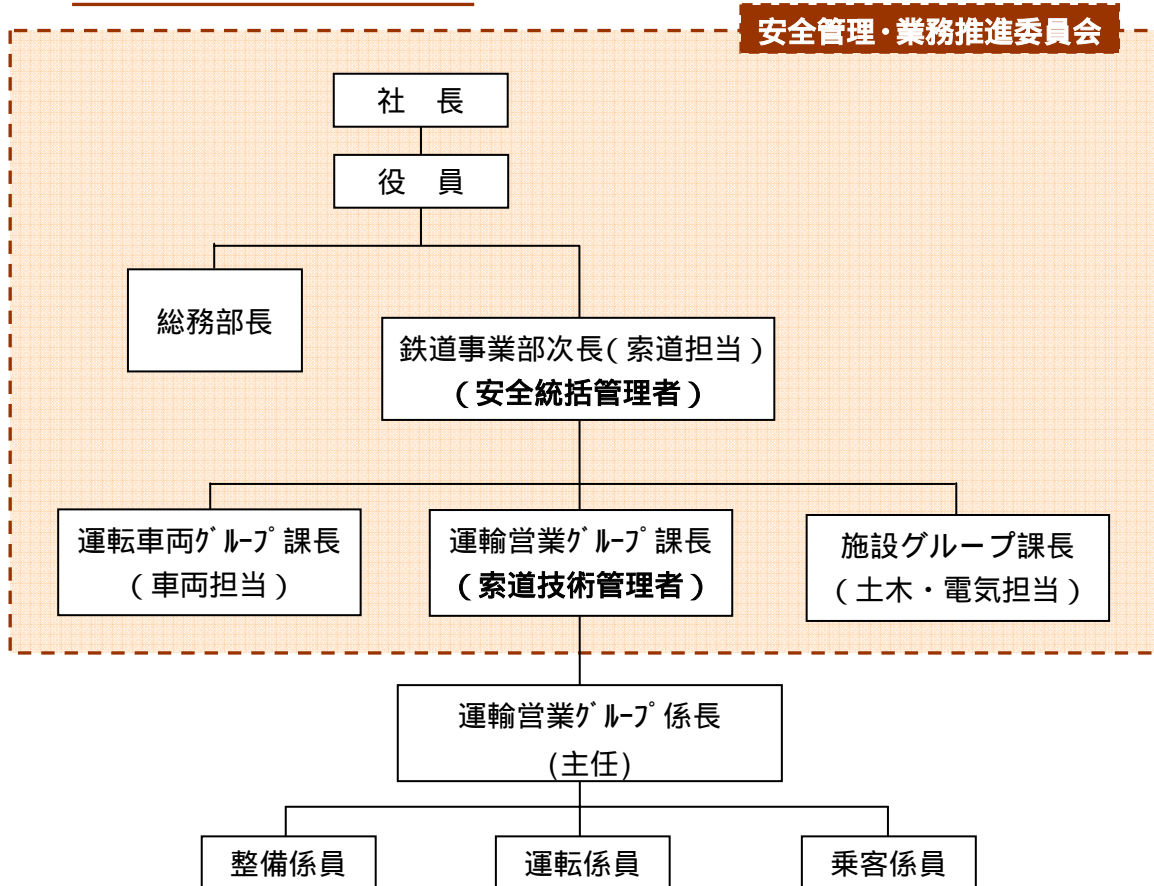
『安全最優先の職場風土の確立』

安全最優先の意識の高揚と定着
情報伝達と共有化の徹底及び双方向コミュニケーションの確保
安全性向上対策の推進
人材育成と技術伝承の推進

2 . 安全管理体制

2-1 安全管理体制

(1) 安全管理体制概要図



(2) 各管理者等の役割

役 職 名	役 割
社 長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
安全統括管理者	輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
索道技術管理者	安全統括管理者の指揮の下、索道の運行の管理、索道施設の保守管理その他、技術上の事項に関する業務を統括管理する。
索道技術管理員	索道技術管理者の指揮の下、索道技術管理者の行う業務を補助する。
総務部長	輸送の安全の確保に必要な設備投資、財務、要員に関する事項を統括する。

2-2 安全管理・業務推進委員会

安全管理・業務推進委員会は、「安全管理規程」に定めるとおり、輸送の安全を確保するため、輸送業務の実施および管理の方法を確認し、事故の再発防止対策等安全性の向上を図る施策を推進することを目的として設置しています。

安全管理・業務推進委員会は、社長を委員長として常勤の役員および全管理職で組織し、毎月1回定期的に開催しています。



安全管理・業務推進委員会

2-3 安全管理規程、安全管理・業務推進委員会規程

安全管理規程は、鉄道事業法の規定に基づき、安全管理体制を確立し、輸送の安全水準の維持及び向上を図ることを目的として、輸送の安全を確保するために遵守すべき事業の運営の方針、事業の実施及び管理の体制・方法を定めています。

また、安全管理・業務推進委員会規程は、同委員会の構成員・審議事項・報告すべき事項など責務や運営方法等について定めています。

2-4 2008年度の安全管理に係る主な活動

実施月		活動内容
毎月（1回）		安全管理・業務推進委員会の開催
毎月（1～2回程度）		安全統括管理者の現場巡視
2008年	4月	社長の現場巡視（春の全国交通安全運動）
	7月	社長の現場巡視（安全運転推進運動）
	8月	安全報告書の公表
	9月	社長の現場巡視（秋の全国交通安全運動）
	10月	鉄道安全監査（現業部門）
	12月	鉄道安全監査（総務部門）
	12月	社長の現場巡視（年末年始安全総点検）
2009年	2月	内部監査（社長、安全統括管理者、総務部長）
	3月	索道線重大事故対応総合訓練の実施
	3月	2009年度安全計画策定

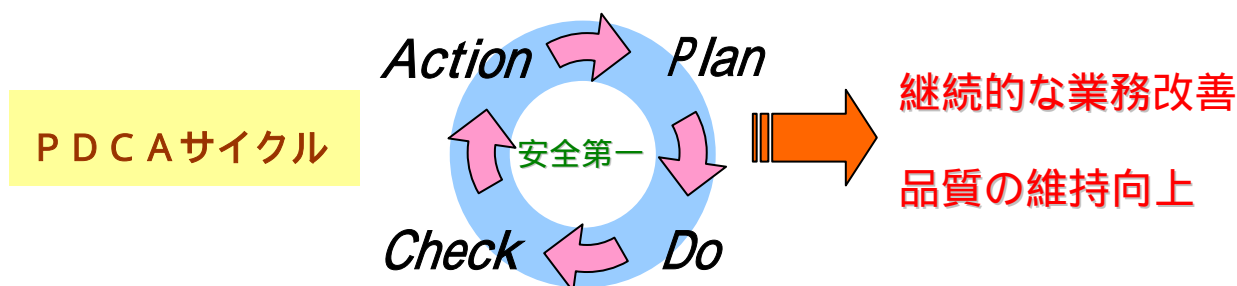
3. 安全重点施策の内容

3-1 安全最優先の意識の高揚と定着

(1) 安全意識の高揚

安全管理規程の安全に関する基本的方針「行動規範」、並びに2009年度安全方針である「安全最優先の職場風土の確立」を全社員が認識して実行できるよう、P(計画) D(実行) C(検証) A(改善)サイクルによる教育指導を行うとともに、職場とのコミュニケーションを十分にとり、相互に「理解力」と「行動力」を發揮して事故が起こる前に問題解決できる職場構築に努めています。

1. Plan (計画): 従来の実績や将来の予測などをもとにして計画を作成する。
2. Do (実行): 計画に沿って実施する。
3. Check (検証): 実施が計画に沿っているかどうかを検証する。
4. Action (改善): 実施が計画に沿っていない部分を調べて改善をする。



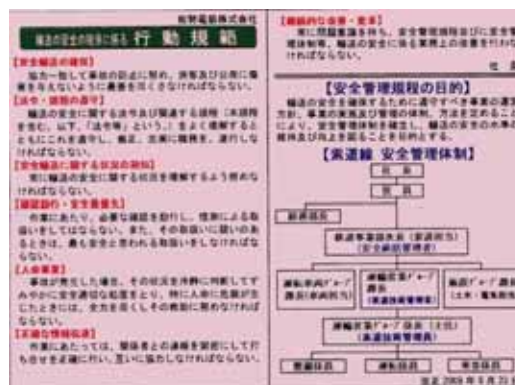
(2) 社長及び安全統括管理者による現場巡視の実施

組織内のコミュニケーションによって風通しの良い社内風土作りを推し進めるため、鉄道線と同様に、社長及び安全統括管理者が定期的に現場巡視を実施しています。

(3) 安全基本方針の周知徹底

「安全行動規範カード」を作成し、社員等 全係員に配布・携帯させるとともに、「安全行動規範」を職場に掲示し、安全基本方針の周知に努めています。

また、鉄道事業部内の会議・研修等においては、毎回、出席者全員で「安全行動規範」を唱和するとともに、安全基本方針の趣旨等について教育を行い、安全意識の高揚を図っています。



行動規範カード

(4) 関係法令等の遵守の徹底

安全基本方針と関係法令の遵守の徹底を図るため、役員・社員等に対して、職務内容に応じて、安全管理規程や関係法令等の教育を実施し、安全最優先の徹底を図っています。

(5) 文書管理及び記録の徹底

安全管理体制に関する文書の整備を行い、会議、教育、訓練等の必要な記録を作成するとともに、文書管理規程に基づいた適正な管理の徹底を図っています。

3-2 情報伝達と共有化の徹底及び双方向コミュニケーションの確保

(1) 社長、鉄道事業部長（安全統括管理者）と現業部門との意見交換会の開催

「現業部門との双方向コミュニケーションの確保」と「安全最優先の意識の醸成」を目的として、社長及び鉄道事業部長（安全統括管理者）の現場巡視等の際に、現場係員との意見交換会を実施しています。



社長との意見交換会

(2) 「事故の芽」の報告の徹底と分析及びその対策

輸送の安全を脅かす「事故の芽」となる事例の抽出に努めるとともに、報告の徹底を図っています。

抽出した事故の芽は、各部門において原因の分析と検証を行い、事故防止対策を検討し安全性の向上を図っています。

『事故の芽』について

当社では、「事故や輸送障害、災害、インシデントには至らないが、これらに発展する可能性がある軽微な事故、障害、故障、ヒヤリハット及びリスク等」を『事故の芽』と定義しています。

(3) 安全管理・業務推進委員会等での取組み

運転事故、輸送障害、「事故の芽」情報等について、毎月定期的で開催する安全管理・業務推進委員会（委員長：社長）並びに鉄道事業部連絡会議において報告を徹底し、情報の共有化を図っています。また、安全管理・業務推進委員会においては、各部門において検討した事故等の分析結果及び再発防止対策について審議し、具体的な対策を講じるなど、事故防止に取り組んでいます。

(4) 教育・訓練

事故防止と不測の事態・事故に備えるため、関係係員に対し計画的に教育・訓練を実施し、事故防止並びに人材の育成に努めています。また、2008年度から重大事故を想定した総合訓練も実施しています。



机上教育



お客様の救助訓練

索道線重大事故対応総合訓練

2008年度から索道線での重大事故発生時における正確・迅速な対応の能力向上と情報伝達訓練並びに負傷者の救出、お客様の避難誘導および復旧作業訓練を実施しています。

日時・場所 想定

2009年3月16日(月) リフト妙見の水広場

リフトに乗車中のお客様が搬器を大きく揺すったため、周辺のロープがバウンドし、その弾みでロープが外れ搬器と共に地上に落下した。なお、安全装置によりリフトは停止したが、乗車中のお客様が負傷すると共に、リフトに乗車したまま宙ぶり状態となった。



お客様の救助及び避難誘導



脱索の復旧



安全統括管理者による講評

3-3 安全性向上施策の推進

(1) 安全管理・業務推進委員会における安全性向上施策の推進

安全管理・業務推進委員会においては、輸送の安全に係る中期計画の検討及び各部門における安全対策計画や安全性向上活動について検証し、安全性の向上を図る施策を推進しています。

また、自社において発生した事故等については、原因分析のうえ各部門にて再発防止策を検討し、安全管理・業務推進委員会において審議し、対策を講じることにしています。他社の事故についても、集約した情報をもとに、当社に關係する事項について対策を検討し、同種事故の防止を図っています。

(2) 安全対策

リフトの全支柱（13本）には脱索検出装置をすべて設置しており、また、リフト乗降場の「妙見の水広場」「妙見山」の各駅には、異常時等において、より速やかに停止措置が行えるよう「非常停止ボタン」を各々3箇所ずつ設置しています。

主な安全設備

名称	機能
非常停止ボタン	異常事態等発生時に、リフト乗降場に設置している非常停止ボタンを押すと、リフトの運転が停止します。
脱索検出装置	索条（ワイヤーロープ）が受索輪（滑車部分）から外れた場合、それを検出して自動的にリフトの運転を停止させます。



乗降場に設置の非常停止ボタン



脱索検出装置

(3) 防災対策

風速計、雨量計を設置し、各々の受信機は妙見ケーブルの山上駅に設置し、常にその状況を監視して、必要に応じてリフトの運転停止や防災体制の発令を速やかに行い、安全運行に努めています。

また、自然災害に対する対策として、その被害を最小限にとどめるため、防災体制実施要綱を定め、気象状況に応じた体制の確保に努めています。



デジタル式風速指示器(左)と雨量計(右)

(4) 点検・整備

安全性の維持・向上のために、計画的に諸設備の点検・を行っています。

- ・始業点検...毎日の運行前には、搬器、ワイヤーロープ、支柱など諸設備の点検および試運転を実施しています。
- ・定期検査...法定基準に則り、1ヵ月検査および冬季の運休期間中に12ヵ月検査を実施しています。

4 . 事故等の発生状況

4 - 1 索道運転事故

年 度	索道運転事故
2006 年度	0 件
2007 年度	0 件
2008 年度	0 件

4 - 2 インシデント（索道運転事故が発生するおそれがあると認められる事態）

過去 3 年間、インシデントはありませんでした。

4 - 3 行政指導等

過去 3 年間、国土交通省からの指導等はありませんでした。

5 . お客様へのお願い

(1) リフト乗車時のお願い

リフトにご乗車されるときは、係員が案内するまでお待ちください。
乗車されるときは、係員の案内に従い順序よく所定の位置からご乗車ください。
降車されるときは、あわてず所定の位置で下車し、矢印の方向に進んでください。



乗降場所を示す目印

(2) リフト乗車中のお願い

乗車中、故意にリフトの搬器（椅子）を大きく揺らすと、索条（ワイヤーロープ）が受索輪（滑車部分）から外れることがありますので、搬器を揺らしたり搬器から飛び降りたりしないでください
乗車中にリフトが停止した場合は、係員の指示があるまでお待ちください。



6 . 安全報告書等に対するご意見について

索道事業における安全報告書の内容や安全への取り組みに対するご意見、ご質問等は、下記へご連絡下さい。

担当部署	能勢電鉄株式会社 鉄道事業部 運輸営業グループ
住 所	〒666-0121 川西市平野 1 丁目 3 5 番 2 号
電 話	0 7 2 (7 9 2) 7 7 1 6 9 時 0 0 分 ~ 1 7 時 3 0 分 (土 日 祝 を 除 く)
F A X	0 7 2 (7 9 2) 7 7 3 0